

「島根CO₂吸収認証制度」の概要

○趣旨

森林の保全整備による二酸化炭素吸収について、その量を算定する制度を定め、企業、団体等の参加・支援により、島根県の森林整備を促進。

○認証の区分

1. 実践型
個人・企業等が、自ら森林整備を実施する場合。
2. 寄附型
個人・企業等が、市町村の提案したテーマの森林整備に寄付を行い、森林所有者等が森林整備を実施する場合。
3. 活動支援型：
企業等が住民団体、学校、NPO等の実施した森林整備活動を支援する場合。
4. 寄附者提案型：
企業等が自ら提案した森林整備に寄付を行い、森林所有者等が森林整備を実施する場合。

○認証対象者

1. 実践型
県内において、森林整備を行う者
2. 寄附型及び寄附者提案型
県内で実施される森林整備に対して、以下の金額以上の寄付を島根県に行う者。
①個人の場合 5,000円以上
②個人以外の場合 50,000円以上
3. 活動支援型
県内で森林整備をした者又はこの活動を支援するため以下の金額以上の寄付を島根県に行う者。
①個人の場合 5,000円以上
②個人以外の場合 50,000円以上

○認証対象事業

- ・植栽、下刈り、除伐、間伐とし、健全な森林の成立が見込まれるもの。
- ・県内の森林で実施される事業で1施行地の面積が0.1ha以上の森林。

○認証の期間

認証は1年間の吸収量について行う。

○CO₂吸収量の算定

認証するCO₂の吸収量は、京都議定書における森林吸収量の算定方法として採用されている蓄積変化法により算定する。

$$\text{CO}_2\text{吸収量} = \text{森林面積} \times \text{幹の体積の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{バイオマス拡大係数} \\ \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \text{CO}_2\text{換算係数}$$

○認証書の交付

- ・証書には、対象者、整備年度、認証区分、森林の所在地、対象事業、対象面積、CO₂吸収量を記載。
- ・証書の発行手数料は無料。

○広告・宣伝への利用

- ・証書の内容は広告宣伝活動に利用することが可能。
- ・上記広告宣伝にあたり、島根CO₂吸収・固定量認証マークを使用することができる。